

議 事 日 程

令和4年4月27日（水曜日）午前9時30分 開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

(追加日程)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 副議長の選挙

日程第5 常任委員の選任

日程第6 議会運営委員の選任

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専第2号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第10号）

専第3号 令和3年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

専第4号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）

専第5号 令和3年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）

専第6号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）

日程第8 議案第32号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第33号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第1号）

日程第10 同意第7号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第11 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

出席議員（7名）

1番 安江真治

2番 安保泰男

3番 安江健二

4番 今井美和

5番 今井美道

6番 桂川一喜

7番 樋口春市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎

副 村 長 桂川憲生

総 務 課 長 今井明德

村 民 課 長 安江修治

産業振興課長 伊藤秀人

地域振興課長 村雲修

建設環境課長 安江透雄

教 育 課 長 有田尚樹

保健福祉課長 河 田 孝
会計管理者 今 井 英 樹

診療所事務局長 安 江 輝 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書 記 居 石 浩 之

○議会事務局書記（居石浩之君）

本日の臨時会について、CATV職員の入室が許可されておりますので、申し添えます。

開会に先立ち、村長が挨拶申し上げます。

○村長（今井俊郎君）

皆さん、おはようございます。

議会の冒頭で御挨拶をさせていただく機会をいただきましたので、少し御挨拶をさせていただきます。

私の村長としての3期目が始まりましたので、改めて村民の皆様、そして議員の皆様には3期目就任の御挨拶を申し上げたいと存じます。

今回の村長選挙では、2期目に続き無投票当選という評価をいただきました。無論、今までの2期8年間の業績というものは、私一人での力でなし得たものでないことは重々承知をしております。この8年間、共に村民の皆様のために働いていただいた議員各位、そして職員の協力があったからのことと感じております。

それでは、まず初めに、昨年9月の議会定例会で3選出馬を表明しました。このことに対する私の意図とするところからお話をしてみたいと思います。

まず、第一は新型コロナウイルス感染症が終息しないことが背景にございました。

感染予防対策、ワクチン接種、疲弊する地域経済対策が農林商工業全ての分野で必要と感じております。この厳しい状況で村長の重責を引き続き担うことが、私としてはベストの選択であると考えました。村民の皆さんとの信頼関係も、1期目、2期目と一層固いものになっているという思いもございました。そういう思いの中で、早めに意思表示をさせていただくことで、私の決意も固いものにしたかったという思いでございました。そういった決断をさせていただきました。

次に、2期目の振り返りを少しお話ししたいと思います。

2期目については、光ファイバー敷設、診療所建設も、あるいは子育て支援も、医療福祉の充実も、全てのベクトルは人口減少対策につなげるという方針で村政を運営してまいりました。議会の御理解と御指導、職員の協力のおかげで全ての事業が立派に完遂できたと思っております。また、メモリアルであった立村130周年事業も新型コロナウイルス流行の前に実施でき、村政に新たな歴史を刻むことができました。

また、空き家対策と車の両輪として進めてきました移住・定住政策もNPOの設立、専従職員の配置など計画どおりに進めることができ、成果も確実に上がってきていると思っております。

さて、次に、こうして4年の任期をいただきましたので、東白川村の課題について、皆さんと想いを一つにしてまいりたいと考えております。

まずは、無投票当選でしたが、選挙を通じて選挙民である村民の皆様と約束してきたことがありますので、そのことについて順にお話をしてみたいと思います。順番は不同でありまして、どの項目も重要なことと位置づけております。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症対策の確実な実施です。

感染症から村民生活を守るため、検査体制の充実、ワクチン接種や療養支援などの取組を国・県と協力してスピード感を持って実施してまいります。

感染症により大きな影響を受けた地域産業の支援と、村民の皆様の生活支援を地方創生臨時交付金等の活用で強力に進めてまいりたいと思っております。

また、行事や事業、これについては感染防止を徹底して実施し、新しい生活様式、コロナと共生する社会生活を実現していきます。

2つ目は、安心して暮らせる東白川村の実現であります。

国保診療所、地域包括支援センター、社会福祉協議会の連携による医療、介護、福祉の一層の充実を目指してまいります。保育園、小・中学校、子育て包括支援センターの連携により、通学支援や保護者の負担軽減策などの子育て支援策を一層充実してまいります。

また、人口減少時代に即した学校教育の在り方や、社会教育の在り方を皆さんと共に研究して実現をしてまいりたいと考えております。

砂防工事、急傾斜地対策などの防災対策、国道、県道、村道などの道路インフラの整備も国・県の予算をしっかりと獲得して整備を促進してまいります。

現在続けております移住・定住促進事業は、引き続き重点政策として位置づけ、推進してまいります。

3番目の項目は、村の経済を豊かにする挑戦であります。

現在実施している農林商工業、この振興の政策を常に見直し、地域経済の振興に努めてまいります。

基本方針として、第三セクターで地域経済の活性化と雇用の拡大を進めてまいりました政策、これは継続してまいります。4つの第三セクターの経営改革は重点課題として認識をしておき、将来的に村の財政に負担とならないように適正な規模で、適正な経済活動の可能な会社に改革を進めてまいります。関連して進めておりますこもればの里の再開発事業の推進も重要な位置づけとして推進してまいります。

4番目の項目は、官民協働の村づくりの推進です。

新しい形での自治会運営や集落活動の支援、公共施設の適正利用などが課題としてありますので、第6次総合計画の中で新しい方向性を見いだしてまいります。

また、どの分野でも後継者対策は重要な課題であります。人材確保と養成に努めてまいらなければならないと思っております。

5番目は、村を元気にする取組の推進を掲げております。日本で最も美しい村事業を継続して進めてまいります。

一層の地域コミュニティの醸成や伝統的な郷土歌舞伎、雅楽、獅子舞などの文化的資産、美しい山林と農地、そして、そこでの農林業の営みという産業的資産、美しい村連合では、これを世襲財産と表現しますが、これらの次世代への継承は大きな村づくりの指針であります。

コロナ禍でのイベントの実施、各行事の在り方については、ウイズコロナ、あるいはもう少し先になるかと思いますが、アフターコロナを念頭に開催がしていけるように工夫をして進めてまいります。

最後に、6番目の項目でございますが、財政健全化と人口減少時代での行政改革の必要性について申し上げます。

一層の財政健全化と国のDX戦略による行政改革に取り組む必要性があります。財政健全化では、行政の効率化を図り、有利な過疎債を活用しながらも実質公債費比率を管理してまいります。行政改革については、人事評価制度の運用と人材育成基本方針を柱に、役場の働き方改革を一層進めてまいります。

以上、6項目が村政の基本方針として掲げた項目であります。

村長も3期目となりますと、私自身もマンネリ化やなれ合い、こういった弊害を感じるのが常であります。私も気を引き締めて3期目を務めてまいらなければならないと考えております。

最後に、私の政治信条は、「誠実に・確実に・実行し・実現する」であります。これは村長就任以来変えておりません。

以上、3期目就任の所信の一端を説明申し上げましたが、掲げました目標を達成するには、村民の皆様や村議会、関係団体の役職員の皆様の御協力なしでは到底なし得ません。皆様の御理解と御協力を切にお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延、地球温暖化などの環境問題、昨今はウクライナ紛争など、国際的要因がもたらす社会経済の不安な状況は大変厳しいものがあります。それゆえに、なお一層誠心誠意、全力で村長という重責を務めてまいりますこととお約束し、3期目就任の御挨拶とします。御清聴ありがとうございました。

○議会事務局書記（居石浩之君）

ここで暫時休憩とします。CATV職員が退席します。

午前9時41分 休憩

午前9時41分 再開

○議会事務局書記（居石浩之君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の安江健二議員を御紹介します。安江健二議員、議長席へお着きください。

〔臨時議長 議長席に着席〕

○臨時議長（安江健二君）

ただいま紹介されました安江健二です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。皆様の御協力をよろしくお

願います。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（安江健二君）

ただいまから令和4年第2回東白川村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付を申し上げたとおりでございます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（安江健二君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎議長の選挙

○臨時議長（安江健二君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は7人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に安江真治君、安保泰男君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

では、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

続いて開票を行います。

安江真治君、安保泰男君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

では、選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、桂川一喜君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、桂川一喜君が議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました桂川一喜君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで、桂川一喜君から挨拶をいただきます。

○新議長（桂川一喜君）

改めまして、おはようございます。

このたびは議長への選出をいただき、本当にありがとうございました。改めて身の引き締まる思いをしているところでございます。

12年間という議員生活を経て、このたび議長という役を仰せつかったわけですが、12年間の中で学んだことの中に、議員としての負託は通常の選挙で行われるわけですが、議会というものは儀式であり、手続であり、その手続をしっかりと上に出す結果に対して、初めて住民に対して一定の説得力が上がるものと、そのようなことを学んできたわけです。

議長に就任させていただきましたので、議員の皆様はもとより、執行部の皆様にも御協力をいただいて、今までと同じように、今後とも住民に対して説得力のあるしっかりとした議会を運営していけるように、議長という立場におきまして務めさせていただく所存でございますので、皆さんの御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。どうも本当にありがとうございました。

○臨時議長（安江健二君）

では、桂川一喜議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は全て終了をいたしました。御協力、誠にありがとうございました。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（桂川一喜君）

これから事務局職員が追加議事日程を配付します。

〔追加議事日程配付〕

追加議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎議席の指定

○議長（桂川一喜君）

それでは、日程第1、議席の指定を行います。

これから、事務局職員が議席表を配付します。

〔議席表配付〕

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定します。

ここで、議員の皆様は名札を立ててください。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（桂川一喜君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（桂川一喜君）

日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（桂川一喜君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は7人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番 安江健二君、4番 今井美和君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、安江健二君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、安江健二君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選された安江健二君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、安江健二君から挨拶をいただきます。

○新副議長（安江健二君）

ただいま紹介を受けました安江健二です。

任期中は桂川一喜議長を守り立てて議会を進めてまいりたいと思います。誠に微力ではございますが、よろしくをお願いします。以上です。

◎常任委員の選任

○議長（桂川一喜君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員会については、当議会は総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の2委員会となっております。全議員がこの2委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 安江真治議員から7番 樋口春市議員までの全員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控室にて総務常任委員会並びに産業建設常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により、正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては、議会運営委員会を考慮に入れてください。

午前10時16分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（桂川一喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会の正・副委員長並びに産業建設常任委員会の正・副委員長の互選結果を書記より報告させます。

○議会事務局書記（居石浩之君）

総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果並びに産業建設常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果を報告します。

総務常任委員長に今井美和議員、総務常任副委員長に安江真治議員、産業建設常任委員長に今井美道議員、産業建設常任副委員長に樋口春市議員。

以上で報告を終わります。

○議長（桂川一喜君）

以上のとおり総務常任委員会及び産業建設常任委員会の正・副委員長が決定しましたので、報告します。

◎議会運営委員の選任

○議長（桂川一喜君）

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、3番 安江健二議員、4番 今井美和議員、5番 今井美道議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控室で議会運営委員会を開催していただき、正・副委員長の互選を行っていただき

ます。なお、議長は地方自治法第105条の規定に基づき委員会に出席します。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（桂川一喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

正・副委員長の互選結果を事務局に報告させます。

○議会事務局書記（居石浩之君）

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員長に今井美道議員、同副委員長に今井美和議員。

以上で報告を終わります。

○議長（桂川一喜君）

以上のとおり議会運営委員会の正・副委員長が決定しましたので、報告します。

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第2号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から専第6号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）までの5件を専決処分関連により一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和4年4月27日提出、東白川村長。

記1. 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第10号）（別紙）。2. 令和3年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（別紙）。3. 令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）（別紙）。4. 令和3年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）（別紙）。5. 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）（別紙）。

次のページを御覧いただきたいと思います。

専第2号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第10号）。令和3年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,547万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,931万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和4年3月31日、東白川村長。
次の2ページからの歳入歳出予算補正を省略させていただき、7ページを御覧いただきたいと思
います。

第2表 地方債補正。

(変更)。

変更点のみ説明させていただきます。

起債の目的、公共事業等、限度額3,890万円を変更後は390万円引き下げまして3,500万円にしま
す。過疎対策事業、変更前の限度額が9,360万円を820万円引き下げまして8,540万円とします。過
疎対策事業(ソフト)4,370万円を変更後は640万円引き下げまして3,730万円とします。いずれも
事業費の確定によりまして減額するものでございます。

9ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、12ページを御覧いただきたいと思
います。

2. 歳入。

2款1項1目地方揮発油譲与税、補正額は53万2,000円の追加でございます。

2項1目自動車重量譲与税156万6,000円の追加でございます。

5項1目森林環境譲与税49万8,000円の減額でございます。

3款1項1目利子割交付金3万9,000円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目配当割交付金57万8,000円の追加でございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金103万6,000円の追加でございます。

6款1項1目地方消費税交付金、補正額は1,430万5,000円の追加でございます。説明欄を御覧い
ただきたいと思います。地方消費税の交付金が135万2,000円、社会保障財源交付金が1,295万3,000
円のそれぞれ追加でございます。

7款1項1目環境性能割交付金1万3,000円の追加でございます。

8款1項1目地方特例交付金50万円の減額でございます。減収補てん特例交付金でございます。

2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、419万1,000
円の追加でございます。

10款1項1目地方交付税4,775万6,000円の追加でございます。特別交付税でございます。これら
につきましては、額の確定によります増減でございます。

11款1項6目農林水産業費分担金3万8,000円の減額でございます。農用地等修繕工事の分担金
の減額でございます。

11目災害復旧費分担金2万9,000円の減額でございます。農林水産施設の災害復旧費の分担金で
ございます。いずれも事業費の確定によります減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2項3目民生費負担金1万1,000円の減額でございます。ホームヘルパー派遣の負担金で決算見込みによるものでございます。

12款1項3目民生費使用料26万円の減額でございます。4節のほうでは、せせらぎ荘の利用料で25万2,000円の減額、こちらは利用者が4人から2人になったことによるものでございます。神土交流サロンの使用料につきましては2万3,000円の減額ということで、コロナで休みがありましたので減額でございます。6節の一時保育利用料につきましては1万5,000円の追加でございます。

6目農林水産業費使用料2万2,000円の減額でございます。中川原水辺公園の施設使用料につきましては2万円の減額ということで、感染防止で閉鎖があったことによるものでございます。2節のウッドハイム神付の住宅使用料につきましては1,000円の減額、共益費も1,000円の減額ということで額の確定によるものでございます。

8目土木費使用料につきましては8万1,000円の追加でございます。2節の道路占用使用料で6万1,000円、法定外の公共物占用使用料で7,000円、3節のほうでは村営住宅の使用料で1万4,000円の追加、共益費は1,000円の減額ということで、いずれも決算見込みによるものでございます。

10目教育費使用料2万5,000円の減額でございます。はなのき会館の使用料で5,000円の減額、学校開放施設の使用料で2万円の減額ということで、コロナで閉鎖したことによるものでございます。

2項4目衛生費手数料63万9,000円の減額でございます。可燃ごみ袋代から一般廃棄物の収集の許可の更新手数料1万2,000円まで、決算見込みによります増減でございます。

8目土木費手数料3,000円の減額で、屋外広告物の許可申請の手数料の減額でございます。

13款1項4目衛生費国庫負担金68万4,000円の減額でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種対策費国庫負担金の決算見込みによります減額であります。

2項2目総務費国庫補助金につきましては23万8,000円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、額の確定によりまして44万4,000円の追加でございます。2節では、個人番号カードの交付事業費の補助金で90万3,000円の減額、その事務の補助金のほうで69万7,000円の追加でございます。額の確定によるものです。

3目民生費国庫補助金につきましては341万4,000円の減額でございます。地域生活支援事業費の補助金で39万4,000円、子育て世帯等臨時特別支援事業で150万円、それぞれ交付決定によります減額でございます。

次のページをお願いします。

5節のほうでは、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の補助金が150万円の減額、その事務費補助金で2万円の減額ということで交付決定によるものでございます。

4目衛生費国庫補助金につきましては27万円の減額でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の補助金でございます。

8目土木費国庫補助金につきましては115万1,000円の減額でございます。防災安全交付金で80万5,000円の減額、道路メンテナンス補助金で34万6,000円の減額でございます。いずれも交付決定に

よるものでございます。

3項3目民生費国庫委託金につきましては12万2,000円の減額でございます。国民年金の事務委託費で13万8,000円の減額、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金で1万6,000円の追加ということで、額の確定によるものでございます。

14款1項3目民生費県負担金につきましては71万3,000円の減額でございます。障害者自立支援給付費負担金で46万3,000円の減額、交付決定によるものです。その下の育成医療の給付費負担金につきましては、25万円の減額となっておりますが、こちらは上の補助金のほうに含まれているということで、今回減額させていただくものでございます。

5目県移譲事務交付金で1万4,000円の追加でございます。商工会設立の認可等の移譲事務交付金で1万5,000円の追加、次のページの浄化槽設置届の関係移譲事務交付金で1,000円の減額で、額の確定によるものです。

8目土木費県負担金につきましては6万円の減額で、社会資本整備円滑化地籍整備事業交付金の額の確定による減額でございます。

2項2目総務費県補助金につきましては164万2,000円の減額でございます。説明欄を御覧いただきまして、自主運行バスの運行補助金につきましては、額の確定により8,000円の追加でございます。空家等除却費支援事業費補助金が45万円の減額、東京圏からの移住支援事業の補助金が120万円の減額で、こちらは対象者がなかったことによるものです。

3目民生費県補助金につきましては20万1,000円の減額でございます。3節の地域生活支援事業費補助金では、交付決定によりまして19万7,000円の減額、5節の子ども・子育て支援交付金の病後児保育3万2,000円の減額につきましては、対象者がなかったことによるものでございます。季節児童クラブ事業費補助金につきましては2万8,000円の追加で、交付決定によるものです。

4目衛生費県補助金につきましては7万5,000円の減額でございます。岐阜県小児がんワクチンの再接種の費用補助金で対象者がなかったことによるものです。

6目農林水産業費県補助金は171万2,000円の減額でございます。1節では、農業委員会の交付金で1,000円の減額、地産地消事業の補助金で4,000円の減額で決算見込みによるものでございます。2節では、野生鳥獣被害防止助成金で1万8,000円の減額、森林整備地域活動支援交付補助金で62万1,000円の減額、野生鳥獣保護管理推進事業補助金で12万4,000円の減額、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金で94万4,000円の減額で、事業費の確定によります減額でございます。

7目商工費県補助金は70万6,000円の追加で、地域おこし協力隊の定住促進事業の補助金の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

3項2目総務費県委託金で5万4,000円の減額で、衆議院議員選挙の委託金の確定によります減額でございます。

10目教育費県委託金で2,000円の減額でございます。清流の国ぎふふるさと魅力体験事業の委託金の交付決定による減額でございます。

15款1項1目財産貸付収入4万9,000円の追加でございます。むくハウスの分の追加の収入でございます。

2目利子及び配当金1,000円の減額ということで、ふるさと思いやり基金の基金利子で1,000円の減額でございます。

16款1項1目一般寄附金は30万円の追加でございます。1月に20万円、3月に10万円の寄附をいただいております。

2目指定寄附金211万4,000円の追加でございます。ふるさと思いやり基金指定寄附では、2月に43件、3月に50件いただいておりますして210万4,000円でございます。3節では、子育て支援室指定の寄附金ということで1件1万円をいただいております。

17款1項18目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、281万5,000円の追加でございます。立野作業路の工事に充当する費用でございます。

19目農用地等保全対策基金繰入金は37万6,000円の減額で、事業費確定によります減額でございます。

18款1項1目繰越金につきましては62万4,000円の減額で、前年度繰越金で収支のバランスを取るものでございます。

19款4項4目雑入につきましては74万円の追加でございます。せせらぎ荘の入居者の光熱費の1万5,000円の減額から、次のページをおめぐりいただきまして、一番上のカラーリング大会参加費につきましては、決算見込みによります増減でございます。とうしん地域振興協力基金の助成金につきましては、お松さま祭りに対して5万円をいただいております。病後児保育の利用料につきましては、該当者がいなかったことで1万6,000円の減額でございます。日照支障木等用材林代につきましては23万4,000円の追加でございます。建物災害共済金で62万4,000円の減額がありますが、これは古いもの館の雨どいの修繕につきまして、当初は全額が対象になるということだったんですけれども、施設替えの部分ではない部分があるということで、一部が対象にならなかったことによりまして、今回減額させていただくものでございます。自動販売機の設置料の保健センターにつきましては9,000円の減額、中川原水辺公園が3,000円の減額で、決算見込みによるものでございます。電線支障木用材林代につきましては、ライフライン事業につきまして木材の販売代金で107万7,000円の追加でございます。守りたい加茂の豊かな自然販売代につきましては2,000円の減額、学童保育の利用料については1万4,000円の追加、神土サロンの用地の貸借料負担金につきましては1万8,000円の追加、一番下のCATVの緊急修繕の補償費（小峠線）とありますが、これはライフラインの事業の中で、倒木によりまして一部電線にかかったことがありますので、そのときのCATVの線の補償費ということで7万5,000円の追加をいただいております。

20款1項3目民生債につきましては380万円の減額。こども等医療費の270万円からせせらぎ荘の屋根の雨どい修繕工事50万円の減額まで、それぞれの項目で減額でございます。

4目衛生債につきましては80万円の減額ということで、予防接種事業でございます。

6目の農林水産業債につきましては730万円の減額で、県営農道事業の負担金の分でございます。

7目商工債につきましては260万円の減額で、CATVのFTTHの設備のセンター予備機の購入費用に対するものでございます。

8目土木債につきましては390万円の減額で、説明欄にありますように、公共急傾斜地崩壊対策のほうで110万円、防災安全交付金のほうで130万円、道路のメンテナンス補助事業で150万円のそれぞれ減額でございます。

10目の教育債につきましては10万円の減額で、AET招致事業でございます。いずれも事業費確定に伴います減額でございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目議会費、補正額は16万3,000円の減額でございます。議会運営費では、負担金で事業費確定によります減額でございます。議会事務局費につきましては、決算見込みによりまして共済費5万2,000円の減額でございます。

2款1項1目一般管理費、総務一般管理費でございます。33万3,000円の減額でございます。報酬で会計年度任用職員の報酬で120万円の減額。職員手当で、扶養手当、期末手当、勤勉手当を合わせまして24万4,000円の減額。共済費のほうでは、合計で99万1,000円の減額でございます。ここまです決算見込みによります減額でございます。次のページの積立金につきましては、ふるさと思いやり基金積立金が210万2,000円の追加でございます。特定財源としまして、寄附金と利子を合わせました210万3,000円の特定財源を充当させていただいております。公共交通事業につきましては、財源補正で県補助金8,000円を充当する財源補正でございます。

3目財政管理費につきましては1億2,530万円の追加でございます。財政調整基金につきましては積立てを行う費用でございます。

5目財産管理費につきましては47万5,000円の減額でございます。庁用車管理費につきましては、決算見込みによりまして修繕料21万円の減額でございます。物件管理費につきましては、その他財源としまして、財源補正のほうで3月補正で庁舎の貸付料のほうを減額しておりますけど、その分を充当しておりませんでしたので、今回、改めて充当させていただくものでございます。その他財源で55万3,000円の引下げでございます。行政情報化推進費につきましては26万5,000円の減額で、県の負担金の額の確定によりまして減額するものでございます。

6目企画費につきましては316万円の減額でございます。企画費一般では206万5,000円の減額で、報償費のほうでは全体で96万5,000円の減額で、コロナで会議が開催できなかったことによりまして減額するものでございます。委託料のほうでは、特定空家の調査委託料10万円の減額、その下の補助金で特定空家の解体支援の事業費補助金100万円の減額につきましては、該当者がいなかったということによるものでございます。再生可能エネルギー推進事業につきましては、財源補正で基金利子を2,000円充当する財源補正です。

次のページをお願いいたします。

官民協働のむらづくり体制構築事業では30万円の減額ということで、報償費で10万円の減額、補

助金のほうでがんばる地域づくり補助金が20万円の減額ということで、報償費につきましては、事業費確定によるもので、補助金につきましては、申請がなかったことで減額するものでございます。みのかも定住自立圏取組事業につきましては79万5,000円の減額ということで、美濃加茂市の精算によりまして、各項目で負担金額が減額されております。内容は御覧のとおりでございます。

10目地域情報化事業費につきましては3万6,000円の減額でございます。説明欄を御覧いただきまして、CATV番組の制作運営費につきましては、職員の手当で1万4,000円の減、共済費で2万2,000円の減ということで決算見込みによるものです。CATVの機器管理運営費につきましては、特定財源のほうで過疎債で260万円の減、補償費でその他財源7万5,000円を充当する財源補正でございます。

次のページをお願いします。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては359万4,000円の減額でございます。説明欄で、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、会計年度任用職員の報酬の不足が見込まれたため10万円追加するものでございます。あわせまして、コロナの交付金399万3,000円を充当する財源補正を行っております。感染症拡大防止協力金事業につきましては46万5,000円の減額でございます。まず負担金のほうで、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金（第4弾）46万2,000円と、補助金の協力金で46万2,000円減額がありますが、補助金から負担金のほうに組み替えて予算計上したものでございます。その次の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の負担金で第7弾がありますが、46万5,000円の減額につきましては、これは県の充当額が増えたことで、村の負担が少なくなったことによります減額でございます。子育て世帯への給付金支給事業につきましては14万円の減額でございます。補助金でございます。事業費確定による減額でございます。対象者236人に支給させていただきました。事業所対策補助金交付事業につきましては30万円の減額で、事業費の確定によるものでございます。フォレストスタイル契約成立キャンペーン事業につきましては200万円の減額で、こちらも事業費の確定によるものでございます。あわせまして、コロナの交付金200万円を減額する財源補正を行っております。避難所等環境改善事業につきましては、役場別館4階の工事が終了しましたので60万9,000円の減額でございます。あわせまして、コロナの交付金100万円を減額する財源補正を行っております。村内消費拡大対策事業につきましては18万円の減額で、補助金の事業費確定によります減額でございます。あわせまして、コロナの交付金49万2,000円を減額する財源補正を行っております。

3項2目住民情報処理費につきましては90万3,000円の減額でございます。通知カード・個人カードの関連事務委任交付金ということで、額の確定によります減額でございます。あわせまして、国からの補助金90万3,000円の減額と事務補助の69万7,000円の追加を合わせまして、合計で国県支出金20万6,000円減額する財源補正を行っております。

4項1目選挙管理委員会費につきましては、財源補正で衆議院議員選挙の選挙費の委託金5万4,000円を減額する財源補正です。

3款1項1目住民福祉費につきましては109万9,000円の減額でございます。住民福祉費一般では

77万7,000円の減額で、報酬、会計年度任用職員で57万4,000円の減額、一般職員の職員給で9万4,000円の減額、職員手当等で1万2,000円の減額、共済費で9万7,000円の減額ということで、決算見込みによる減額でございます。国民年金事務費につきましては12万2,000円の財源補正ということで、事務委託金のほうで13万8,000円の減額、それから、事務交付金のほうで1万6,000円の追加ということで、これを差し引いた12万2,000円を減額するものでございます。国民健康保険特別会計繰出金につきましては32万2,000円の減額でございます。法定内繰入れをした減額です。特定財源につきましては、社会保障財源交付金につきまして52万2,000円を充当する財源補正を行っております。後期高齢者医療費につきましては、社会保障財源交付金を182万8,000円充当する財源補正です。

2目福祉医療費につきましては、過疎債を270万円減額する財源補正でございます。

3目保健福祉費につきましては562万1,000円の減額でございます。介護保険特別会計繰出金につきましては、社会保障財源交付金を171万2,000円充当する財源更正です。保健福祉費一般のほうでは、コロナで3施設合同研修会ができなかったことで講師謝礼5万円の減額でございます。障がい者福祉一般につきましては、社会保障財源交付金を14万8,000円充当する財源補正です。障がい福祉サービス事業につきましては351万6,000円の減額ということで、扶助費につきまして、次のページまでかかりますが、減額を行うものでございます。特定財源としまして、国県の負担金、補助金で130万4,000円の減額。その他としまして、社会保障財源交付金のほうで99万3,000円を充当する財源補正を行っております。福祉生活支援事業につきましては、福祉生活支援のごみ袋代55万5,000円の減額で、いずれも実績の決算見込みによるものでございます。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業につきましては150万円の減額でございます。需用費の封筒作成費で10万円、補助金で非課税世帯の給付金で140万円の減額で決算見込みによるものでございます。あわせまして、国からの交付金150万円を減額する財源補正を行っております。

4目老人福祉費につきましては234万6,000円の減額でございます。老人福祉費一般でカラーリングセットの購入が完了しましたので、事業費10万3,000円の減額でございます。あわせまして、地方債のほうでせせらぎ荘の屋根に対する過疎債充当を50万円引き下げる財源補正を行っております。高齢者等外出支援事業につきましては136万4,000円の減額でございます。会計年度任用職員の報酬で80万円の減額、期末手当のほうで20万5,000円の減額、需用費のほうで事業系消耗品が11万5,000円の減、燃料費が10万円の減、次のページへ行きまして、修繕料で13万2,000円の減額ということで決算見込みによるものでございます。負担金のほうで有償旅客運送運転者講習会負担金につきましては、対象者がなかったことで1万2,000円の減額でございます。老人ホーム入所措置事業につきましては、決算見込みによりまして31万6,000円の減額でございます。負担金でございます。あわせまして、社会保障財源交付金を63万8,000円充当する財源補正も行っております。介護予防・地域支え合い（軽度生活援助）につきましては、ヘルパー派遣負担金1万1,000円を減額する財源補正でございます。その下の生きがい対応デイサービスにつきましては、せせらぎ荘の利用料と社会保障財源交付金を差引きしまして8万1,000円のその他財源を減額する財源補正でございます。

生活援助員設置事業につきましては18万円の特定財源の追加ということで、せせらぎ荘の光熱費と社会保障財源交付金の充当でございます。地域包括支援センターの運営費につきましては12万8,000円の減額で、決算見込みによりまして委託料の減額でございます。あわせまして、社会保障財源交付金を4万円充当する財源補正を行っております。越原交流サロン整備事業につきましては、過疎債40万円を減額する財源補正でございます。神土交流サロン、その下の介護予防包括事業、五加交流サロン、これらにつきましては、財源補正でそれぞれの金額を社会保障財源交付金を充当する財源補正でございます。高齢ドライバー安全対策事業では43万5,000円の減額ということで、補助金で高齢者の安全対策支援補助金で32万円の減額、先進安全装置等購入設置費補助金で11万5,000円の減額で決算見込みによるものでございます。こちらにつきましては、社会保障財源交付金9,000円を減額する財源補正も行っております。

次のページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費、補正額が257万2,000円の減額でございます。児童手当交付事業につきましては、社会保障財源交付金13万9,000円を充当する財源補正でございます。子育て支援総合推進事業では31万円の減額で、報酬で1万円の減額、出産祝い金で10万円の減額、補助金で高校生通学支援補助金で20万円の減額ということで決算見込みによるものでございます。あわせまして、特定財源としまして、国県支出金のほうで県補助の関係で4,000円の減額、地方債のほうは過疎債20万円の減額、その他財源としまして、病後児の利用料ですとか、学童保育の利用料を充当しまして2,000円のそれぞれ減額という形になります。子育て支援室運営事業では74万1,000円の減額でございます。報酬で6万円、職員手当等で15万1,000円の減額、需用費のほうは1万円の追加ということで、需用費の1万円につきましては、寄附金1万円を充当する財源補正も行っております。子育て世帯臨時特別給付金事業につきましては152万1,000円の減額でございます。役務費の郵便料で2万1,000円の減、補助金のほうで150万円の減ということで決算見込みによるものでございます。あわせまして、国からの補助金152万円を減額する財源補正も行っております。

2目認可保育所費につきましては68万5,000円の減額でございます。みつば保育園の運営費の職員手当等で54万3,000円の減額、次のページへ行きまして、共済費で4万2,000円の減額、これらは決算見込みによるものでございます。委託料の保育園の給食業務委託料10万円の減額につきましては、休園等があったためによります減額でございます。あわせまして、社会保障財源交付金と一時保育費主食代等々を差し引きまして、その他財源として78万5,000円を充当する財源補正を行っております。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては114万9,000円の減額でございます。報酬で100万円の減額、一般職員給で1万1,000円の減額、職員手当等で4万1,000円の減額、共済費で2万8,000円の減額、旅費の費用弁償で4万7,000円の減額で決算見込みによるものでございます。負担金につきましては2万2,000円の減額で、次のページを御覧いただきたいと思います。可茂地域の病院群輪番制病院施設整備事業負担金ということで、これらの制度を使われる病院のほうの予定した器機が入らなかったことで今回減額するものでございます。あわせまして、社会保障財源交付金548

万9,000円を充当する財源補正も行っております。

2目予防費につきましては269万8,000円の減額でございます。予防接種事業では134万7,000円の減額で、役務費の審査支払手数料で4万8,000円の減額、委託料で風疹の検査委託料が22万8,000円の減額、接種委託料が10万9,000円の減額、これは決算見込みでございます。負担金のほうで二次予防接種の負担金で4万円の減額と、補助金のほうで二次予防接種助成金5万円の減額につきましては、実績がなかったことによるものでございます。予防接種等助成金につきましては、決算見込みによりまして72万2,000円の減額、小児がん患者等ワクチン再接種費用助成金につきましては、対象者がなかったということで15万円の減額でございます。あわせまして、特定財源としまして、県の支出金7万5,000円の減額、過疎債80万円を減額する財源補正を行っております。がん検診につきましては19万円の減額で、決算見込みによりまして補助金を減額するものでございます。あわせまして、社会保障財源交付金を1万9,000円充当する財源補正を行っております。未熟児養育医療事業につきましては20万2,000円の減額ということで、対象者がなかったことによりまして減額でございます。健康増進事業につきましては、社会保障財源交付金8,000円を減額する財源補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては95万9,000円の減額ということで、次のページを御覧いただきまして、役務費の郵便料で20万円の減、審査支払手数料で2万3,000円の減、それから会場運営委託料が5万3,000円の減、負担金でワクチン接種費用の負担金68万3,000円の減ということで決算見込みによるものでございます。あわせまして、国からの負担金68万4,000円の減額、補助金で27万円の減額で、合計で95万4,000円の減額を行う財源補正を行っております。

3目母子健康センター費につきましては48万円の減額でございます。妊婦・乳幼児健診の委託料のほうで40万円の減、補助金で8万円の減ということで決算見込みによるものでございます。特定財源として、社会保障財源交付金5,000円を充当する財源補正も行っております。

4目保健福祉センター費につきましては、財源補正で自販機の手数を9,000円減額する財源補正でございます。

5目環境対策費につきましては45万4,000円の減額ということで、環境総務費につきましては、冊子の販売代2,000円を減額する財源補正でございます。自然保護事業では、謝礼としまして2万5,000円の減、需用費で7,000円の減、役務費で5,000円の減、委託料で23万9,000円の減ということで、次のページを御覧いただきたいと思います。委託費につきましては、河川の除草業務でございます。それから、補助金のほうで景観保全事業の補助金につきましては17万8,000円の減ということで、決算見込みによるものでございます。

6目廃棄物対策費につきましては36万円の減額でございます。一般廃棄物対策事業で34万1,000円の減額で、役務費のほうで8万8,000円の減、委託料のほうで15万3,000円の減額、負担金のほうで1万円の減、補助金で9万円の減ということで、それぞれ決算見込みによります減額でございます。その他財源としましては、ごみ袋の販売代金等々を含めましてトータルで63万5,000円の減額の財源充当でございます。生活排水対策事業につきましては1万9,000円の減ということで、決算

見込みによりまして、役務費で9,000円、負担金で1万円を減額するものでございます。あわせまして、県の交付金1,000円を減額する財源補正も行っております。

6款1項1目農業委員会費につきましては、県からの交付金1,000円を減額する財源補正でございます。

2目農業総務費につきましては34万8,000円の減額でございます。決算見込みによりまして、御覧の項目によりまして、それぞれ報酬、給料、手当、旅費を減額するものでございます。

3目農業振興費につきましては135万2,000円の減額でございます。農業振興費の各種補助金では29万8,000円の減額ということで、決算見込みによりまして、野猪防護柵の設置補助で20万円の減、おりのほうで9万円の減、地産地消事業の補助金で8,000円の減というような内容でございます。あわせまして、県補助金4,000円を減額する財源補正を行っております。茶業振興対策費につきましては、補助金で茶品質向上のほうで33万1,000円の減、茶販売の拡大支援事業のほうで36万6,000円の減ということで、決算見込みによるものでございます。農業振興費各種負担金につきましては2万7,000円の減ということで、職員の負担金、それから統計協会の負担金等で減額でございます。次のページをお願いいたします。

持続可能なネットワーク事業につきましては、委託料で33万円の減額で、決算見込みによる精算によります減額でございます。

4目農業構造改善事業費につきましては14万7,000円の減額でございます。農構施設の火災報知機の点検委託料につきましては、2回のを1回にしたことによる減額でございます。

7目農地費では3,118万1,000円の減額でございます。農地総務費のほうで会計年度任用職員の報酬が7万1,000円の減額、旅費のほうで3万9,000円の減額、工事請負費の小規模の修繕等単価契約工事が15万5,000円の減額、基金活用の農用地修繕工事で62万5,000円の減額ということで、精算による減額でございます。負担金のほうで県営中山間地域総合整備事業のほうでは614万8,000円の減額、県営農道事業負担金の基幹農道の整備事業で1,000万円、農道施設強化保全のほうで1,428万5,000円の減額ということで県事業費の確定によります減額でございます。あわせまして、過疎債730万円の減額、分担金、基金繰入金等を合わせまして、その他財源としまして40万6,000円を減額する財源補正を行っております。中川原水辺公園管理費につきましては、使用料等の財源補正ということで1万5,000円の特定財源を減額する財源補正でございます。

2項1目林業総務費につきましては79万4,000円の減額でございます。旅費、役務費、使用料のほうで、コロナの関係で出張等が行われなかったことによります事業費の減額でございます。積立金につきましては、森林環境譲与税基金積立金について49万8,000円減額する財源補正でございます。あわせまして、その他財源、森林環境譲与税でございますが、49万8,000円減額する財源補正も行っております。

2目林業振興費につきましては267万8,000円の減額でございます。一般林業振興費のほうでは、山に生きる会の補助金のほうの事業完了によりまして1万2,000円の減額、有害鳥獣捕獲事業につきましては報償金のほうで96万5,000円の減額、これにつきましては捕獲頭数の減少によるもので

ございます。あわせまして、県からの補助金108万6,000円を減額する財源補正を行っております。森林整備地域活動支援交付金事業につきましては82万8,000円の減額で、補助金の減額でございます。あわせまして、県からの補助金62万1,000円を減額する財源補正を行っております。村有林管理事業につきましては68万円の減額で、会計年度任用職員の報酬で20万円の減、期末手当で10万8,000円の減。次のページをお願いいたします。需用費の事業系消耗品で33万1,000円の減、工事請負費で2万2,000円の減、負担金のほうで1万9,000円の減で、いずれも決算見込みによるものでございます。100年の森林づくり構想事業では3万8,000円の減額ということで、それぞれの項目で事業完了によります減額でございます。林業活性化担い手育成事業では15万5,000円の減でございます。水道料で5,000円の減、補助金のほうで15万円の減ということで、1人の方が減りまして1か月分の費用を減額するものでございます。特定財源としまして、ウッドハイクの使用料と共益費2,000円を減額する財源補正を行っております。

3目林道総務費につきましては50万円の減額でございます。林道の維持修繕工事につきまして、小規模な工事がなかったということで減額でございます。あわせまして、特定財源としまして、基金繰入金を281万5,000円充当する財源補正を行っております。

7款1項1目商工振興費につきましては3万6,000円の減額でございます。商工振興費一般で職員手当の決算見込みによります減額でございます。あわせまして、県の交付金1万5,000円を充当する財源補正を行っております。

2目地域づくり推進費につきましては629万9,000円の減額でございます。東白川つながるナビ事業につきましては163万8,000円の減額ということで、補助金のほうで事業費確定によります減額を行うものでございます。あわせまして、県からの補助金120万円を減額する財源補正を行っております。イベント支援事業では、特定財源としまして、とうしんからの協力金5万円を充当する財源補正でございます。地域産業活性化対策事業につきましては84万円の減額ということで、需用費のほうでは、つちのこカードの消耗品で18万円の減、補助金のほうで66万円の減額ということで事業費の確定によるものでございます。フォレストスタイル事業のほうも事業費の確定によりまして、記念品等で20万円の減額でございます。地域おこし協力隊のほうも事業費の確定によりまして、職員手当等々で59万7,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

地域おこし協力隊の定住促進事業につきましては、県の補助金70万6,000円を充当する財源補正でございます。集落支援員事業につきましては、決算見込みによりまして職員手当1万4,000円の減額でございます。NPO法人活動事業につきましては301万円の減額ということで、NPO法人つちのこ村のほうの事業費確定によります減額でございます。

8款1項1目土木総務費につきましては10万7,000円の減額でございます。職員手当、使用料及び賃借料等につきまして、決算見込みによる減額でございます。特定財源としまして、屋外広告物の申請手数料3,000円を減額する財源補正を行っております。

2目地籍調査費につきましては113万3,000円の減額でございます。まず、地籍調査事業の負担金

対象のほうで72万1,000円の減額、交付金対象のほうで35万3,000円の減額、補助対象外で5万9,000円の減額で、いずれも決算見込みによるものでございます。この中で交付金対象のほうでは、県からの交付金6万円を減額する財源補正も併せて行っております。

2項1目道路橋梁維持費につきましては340万3,000円の減額でございます。道路橋梁維持事業では、事業完了に伴いまして村道の日照木等除去委託料で27万3,000円の減額でございます。道の駅管理費につきましては、修繕料が発生しなかったということで10万円の減額でございます。

すみません、先ほどの日照木の支障事業のところでは、特定財源としまして、コロナの交付金5万7,000円の減額と、その他財源としまして30万2,000円を追加する財源補正も併せて行っております。1つ飛んでいただいて、防災安全交付金事業のほうでは107万7,000円の減額ということで、事業費確定によりまして、委託料、工事請負費の減額でございます。あわせまして、国からの交付金80万5,000円の減額と、公共事業等債130万円を減額する財源補正を行っております。

次のページをお願いいたします。

道路メンテナンス補助事業では195万3,000円の減額でございます。事業費確定によりまして委託料と工事請負費を減額するものでございます。あわせまして、国からの補助金34万6,000円の減額と、公共事業等債を150万円減額する財源補正を行っております。

3項1目住宅管理費につきましては2万5,000円の減額でございます。決算見込みによりまして、需用費、役務費を減額するものでございます。特定財源としまして、住宅使用料等で1万3,000円を充当しております。

4項1目河川砂防費につきましては119万5,000円の減額でございます。河川砂防事業のほうで上小川の公共急傾斜地の崩壊対策事業の事業費の確定による減額でございます。あわせまして、公共事業等債を110万円減額する財源補正を行っております。

9款1項1目非常備消防費のほうは20万円の減額でございます。消防総務費で10万円の減額、訓練費のほうで10万円の減額で、それぞれ決算見込みによるものでございます。

2目消防施設費のほうは53万5,000円の減額でございます。施設管理費のほうでは、需用費のほうで30万円、役務費で10万円の減額、決算見込みによるものでございます。防災センター管理費につきましては、エアコン設置工事が完了しましたので、修繕料13万5,000円の減額でございます。

3目災害対策費につきましては、ライフラインの事業の用材林代107万7,000円を充当する財源補正でございます。

次のページをお願いします。

10款1項2目、教育委員会事務局費につきましては6万6,000円の減額ということで、決算見込みによりまして職員手当で減額でございます。共済費につきましては何も金額が出ておりませんが、職員分で5万1,000円の追加と、会計年度任用職員の分で5万1,000円の減額がありまして相殺されてゼロになりますので、こちらのほうの記載はありませんので、お願いいたします。AET招致事業につきましては、過疎債10万円を減額する財源補正でございます。

2項1目、小学校の学校管理費につきましては27万8,000円の減額でございます。スクールバス

管理費で決算見込みによりまして、報酬、職員手当の減額でございます。

2目教育振興費につきましては26万2,000円の減額でございます。職員手当等で決算見込みによりまして13万2,000円の減額、備品購入費のほうは13万円の減額でございます。

3項1目、中学校の学校管理費は10万円の減額ということで、電気使用料の決算見込みによりまして減額でございます。

2目の教育振興費につきましては56万円の減額で、まず中学校の教育振興費一般につきましては、県からの委託金2,000円を減額する財源補正でございます。宿泊研修事業につきましては、スキー研修の分の旅行等のキャンセル料が発生しなかったということで56万円の減額でございます。

4項1目社会教育総務費につきましては、財源補正のみでございます。文化財保護事業では、冊子代4,000円の減額が財源補正、古いもの館管理費のほうでは、入館料と共済の減らされた分62万5,000円の減額の財源補正でございます。子ども応援団支援事業につきましては、参加費2,000円の減額でございます。

2目の公民館費につきましては59万6,000円の減額ということで、公民館総務費では、参加料2万1,000円の減額、はなのき会館管理費のほうでは、特定建築物の定期報告書作成委託料のほうで事業完了を伴いまして59万6,000円の減額でございます。あわせまして、会館使用料5,000円を減額する財源補正を行っております。

次のページをお願いします。

5項1目保健体育総務費につきましては、財源補正のみでございます。スポーツ教室開催費のほうで参加費3,000円を充当、軽スポーツ大会の開催費のほうでカラーリング大会参加費3,000円を充当する財源補正でございます。

2目体育施設管理費につきましては65万円の減額でございます。総合運動場管理費のほうでは、需用費、それからトイレ棟の改修工事が完了しまして、事業完了によりまして41万2,000円の減額でございます。学校開放施設につきましては、その他の修繕料ということで、決算見込みによりまして23万8,000円の減額でございます。あわせまして、使用料を2万円減額する財源補正を行っております。

11款1項1目農業用施設災害復旧費につきましては57万9,000円の減額でございます。村単の農業用施設の災害復旧工事ということで中島堰の完了によりまして減額でございます。あわせまして、その他財源としまして分担金2万9,000円を減額する財源補正を行っております。

2項2目河川災害復旧費につきましては70万1,000円の減額でございます。村単の河川災害復旧工事ということで穴沢谷の工事完了によりまして減額でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

専第3号 令和3年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。令和3年度東白川村

国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,971万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,242万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和4年3月31日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書のほうを省略させていただきまして、7ページのほうから説明させていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額1,811万5,000円の減額になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、1節の普通交付金は医療給付費分の交付額の確定によりまして1,930万を減額しまして、2節のほうの特別交付金は118万5,000円の追加をお願いいたします。保険者努力支援分の追加交付によります8万8,000円の増額と、特別調整交付金（市町村分）の追加交付によります81万3,000円の増額、さらには県繰入金としまして2号分の追加交付によります28万4,000円の増額になります。いずれも県の交付額の確定によるものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額32万2,000円の減額になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）のほうで1,000円、保険基盤安定繰入金の保険者支援分のほうで1,000円、それぞれ追加交付によるもので、その下の職員給与等繰入金につきましては、3年度の国保のシステム改修を予定しておりましたけれども、令和5年度のところで国保中央会のほうのシステム機器の更新とかに合わせまして整備するというところで延期になりましたので、4万4,000円減額することになりました。出産育児一時金につきましては、等繰入金ということで28万円は支給額の改定による減額になります。

6款1項1目繰越金、補正額127万6,000円の減額になります。前年度繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額4万4,000円の減額になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、調整交付金のシステム移行作業委託料ということで、歳入でも御説明しましたように、5年度に整備するということになりましたので、減額をすることになりました。特定財源のほうでは、一般会計の繰入分として減額になっております。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額1,350万円の減額になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、一般被保険者の療養給付費ということで、こちらは交付額の確定による減額になります。特定財源のほうも国県支出金のほうでは普通交付金の減額になります。

2款1項3目一般被保険者療養費、補正額30万円の減額です。説明欄を御覧いただきまして、療養費の交付額、こちら金額の確定によります減額になります。特定財源のほうは国県支出金という

ことで、こちらのほうも普通交付金の減額になります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額550万円の減額になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、一般被保険者の高額療養費、こちらも額の確定によります減額になります。特定財源のほうでは、国県支出金ということで、同じく普通交付金の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金、補正額42万円の減額になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、出産育児一時金のほうは、交付対象者の確定によります減額でございます。特定財源のほうでは、その他のほうで一般会計の繰入金金の3分の2相当となります28万円を減額します。

7款1項1目、補正額1,000円の追加になります。説明欄を御覧いただきまして、一般被保険者の保険料還付加算金ということで、1名の方がコロナ減免によります申請がございまして、現年分の保険につきましては還付済みでございますけれども、還付加算金のほうが不足をしておりましたので、追加をお願いするものでございます。

7款1項3目保険給付費等交付金償還金、補正額5万円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、保険給付費等の交付金償還金ということで、前年度の保険者努力支援交付金の返還金ということで増額をお願いするものでございます。

以上になります。

○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

専第4号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）。令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ194万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,150万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。令和4年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の説明を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

1款2項1目手数料、補正額2万7,000円の減額、説明欄を御覧ください。給水装置工事事業者の指定手数料です。決算見込みにより減額しております。

2款2項1目東白川村簡易水道基金繰入金、補正額100万円の減。説明欄を御覧ください。東白川村簡易水道基金繰入金、一般財源事業費の減による減額をしております。

3款1項1目繰越金、補正額133万9,000円の減。説明欄を御覧ください。こちら前年度の繰越金となっております。繰入金同様、一般財源の減額による財源の減となっております。

5款1項1目分担金、補正額41万8,000円。説明欄を御覧ください。加入者の分担金の1件分となっております。

8ページを御覧ください。

歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額で65万4,000円の減。説明欄を御覧ください。一般管理費のうち、旅費、負担金、補助及び交付金、公課費でそれぞれ減、積立金では、先ほどの1件分を増額しております。

2目使用料徴収費6万5,000円の減。説明欄を御覧ください。旅費のうち、検針員の費用弁償で6万5,000円の減額となっております。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額106万円の減。説明欄を御覧ください。簡易水道の建設事業の補助事業分、委託料で19万2,000円。次のページへ行きまして、工事請負費で86万8,000円、それぞれ精算によるものです。

続きまして、4款1項1目、償還金の元金ですが、補正額で12万円の減。その下、2目の償還金利子、補正額で4万9,000円の減。いずれも決算見込みによるものです。

専第5号 令和3年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）。令和3年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,400万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。令和4年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細の説明を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いします。

3款1項1目繰越金、補正額54万1,000円。説明欄を御覧ください。前年度の繰越金です。

8ページ、歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額32万3,000円の減。説明欄を御覧ください。一般管理費のうち、職員手当等、共済費、旅費、需用費等の諸経費の合計となっております。

2款1項1目施設維持管理費、補正額で21万8,000円の減。説明欄を御覧ください。需用費で保守管理の消耗品、工事請負費で施設整備の工事費精算見込みによる減額となっております。以上です。

○議長（桂川一喜君）

国保診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

専第6号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）。令和3年度東白川村国

保診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,201万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和4年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページを省略させていただきまして、7ページ、歳入から説明をいたします。

2. 歳入。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円。基金利子でございます。

次に、6款1項1目繰越金、補正額225万7,000円の減額。前年度繰越金ですが、収支のバランスを取るための補正です。

次に、7款1項1目雑入、補正額11万円の増額。電気料負担金、保健センター分です。これは旧診療所の電気を保健センターで使用している関係で点検に伴う負担金となります。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額15万円の増額。診療所施設整備指定寄附金としまして、安江正孝様、瀬戸垣静様からいただいたものでございます。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額214万6,000円の減額。説明欄を御覧ください。人件費の補正で報酬、会計年度任用職員報酬で190万円の減額、給料1万2,000円の減額、職員手当等で5万5,000円の減額。内訳は、期末手当、勤勉手当、住居手当です。それから共済費で17万9,000円の減額。内訳は、職員共済組合負担金及び臨時職員等社会保険料の増減によるもので、いずれも決算見込みによる減額でございます。

次に、3款1項1目基金積立金、補正額15万円の増額。先ほど歳入で御説明いたしました御寄附につき、医療設備等整備基金積立金として積み立てるものでございます。以上です。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第2号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から専第6号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第2号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から専第6号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）までの5件については、原案のとおり承認されました。

◎議案第32号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第8、議案第32号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第32号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年4月27日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

別冊の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、人事院の規則改正に伴い、地方公務員法の趣旨に従って改正をするというものでございます。

右側が現行、左側が改正後（案）でございます。

まず育児休業をすることができない職員、第2条の第1項第3号のところ、現行ではアの次の（ア）のところで記載がありますけれども、この部分を削除するというものでございます。これにつきましては、引き続き在職した期間が1年以上という要件を緩和するもので、非常に条件を緩和するというような内容でございます。これに伴いまして、（イ）と（ウ）をそれぞれ（ア）と（イ）に繰り上げるものでございます。改正案のほうの（ア）の中で、下線部分でございますが、特定職について明確化をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

部分休業をすることができない職員、第18条につきましては、現行のほうではいろいろありますけれども、新しく対象となる職員を村の規則で定めるように若干変えまして改正するものでござい

ます。

続きまして、旧のほうでは第22条を24条に繰り下げて、新しく2条を追加することになります。まず妊娠または出産等について申出があった場合における措置等ということで、第22条が追加になります。内容的には育児休業を取得しやすい環境を整備するために、対象となる職員に個別の周知と意思確認をするという規定を設けるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2項のところでは、その職員が不当な取扱いを受けることがないように規定するものでございます。

勤務環境の整備に関する措置、第23条につきましては、育児休業の環境を整備するというもので、第1号のところでは研修の実施、第2号では相談体制の整備、第3号では勤務環境の整備に関する措置を新しく設けるものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第32号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第9、議案第33号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第33号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。令和4年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,474万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,774万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年4月27日提出、東白川村長。

2ページの歳入歳出予算補正と、5ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、7ページから説明させていただきますので、7ページを御覧いただきたいと思えます。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は972万2,000円の追加でございます。普通交付税を追加して収支のバランスを取るものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額は5,502万5,000円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示によるものでございます。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

2款1項13目新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額は5,094万7,000円の追加でございます。説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の需用費のところ、事業系消耗品費ということで800万円の追加でございます。予算に弾力を持たせるようにこちらに追加するものでございます。あわせて、国県支出金を502万5,000円充当する財源補正も行っております。白川茶新茶販売促進事業につきましては354万5,000円の追加ということで、事業的には先般御説明したとおりで、新茶引換券等割引券を全戸に配付する事業でございます。需用費のほうで12万円、役務費で24万3,000円、白川茶販売の促進事業補助金で318万2,000円の予算計上でございます。コロナの交付金につきましては300万円の充当を行います。村内消費拡大対策事業につきましては2,260万円の追加でございます。つちのこ商品券につきましては、村民に1人1万円を配付する事業でございます。需用費のほうで36万円、役務費で3万円、委託料などで30万円、こちらの委託料につきましては、自治会のほうに商品券の配付を委託するものでございます。補助金としまして2,191万円を追加するものでございます。コロナの交付金につきましては2,200万円の財源充当を行っております。

次のページをお願いします。

白川茶販路開拓支援事業につきましては1,680万2,000円の追加でございます。白川茶販路拡大の出口戦略のための事業でございます。需用費では80万2,000円、補助金のほうで1,600万円の予算計上でございます。コロナの交付金については1,600万円の財源充当を行っております。

8款2項1目道路橋梁維持費1,100万円の追加でございます。道路橋梁維持事業のほうで村道の

日照木等除去委託料をコロナの交付金を使って行うものでございます。除去委託料で1,000万円、補償費のほうで100万円の予算計上でございます。場所的には、村内の9か所の場所を予定しております。コロナの交付金につきましては900万円の財源充当を行っております。

3項1目住宅管理費につきましては280万円の追加でございます。住宅管理費の施設修繕料で40万円、退去修繕料で240万円の予算計上でございます。木曾渡住宅3号棟の退去に伴う修繕を行うものでございます。

補正は以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第33号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎同意第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第10、同意第7号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、安保泰男君の退場を求めます。

[2番 安保泰男君 退場]

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第7号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和4年

4月27日提出、東白川村長。

記、氏名、安保泰男。生年月日、昭和29年〇月〇日生まれ。住所、東白川村五加〇〇〇番地〇。
提案理由の説明を申し上げます。

任期満了により、議会代表の監査委員に新たに安保泰男氏を選任する同意案件であります。選任については、議会でも御協議をいただいた上でのごとでございますので、しかるべき御決定を賜りますよう、御審議をお願い申し上げます。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第7号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第7号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

安保泰男君の除斥を解除します。

[2番 安保泰男君 入場]

安保泰男君に東白川村監査委員の選任につき、議会が同意したことを告知します。

◎岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（桂川一喜君）

日程第11、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、村長、村議会議員の任期満了により行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に村長 今井俊郎君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました今井俊郎君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました今井俊郎君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された村長 今井俊郎君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎閉会の宣告

○議長（桂川一喜君）

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和4年第2回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前11時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員